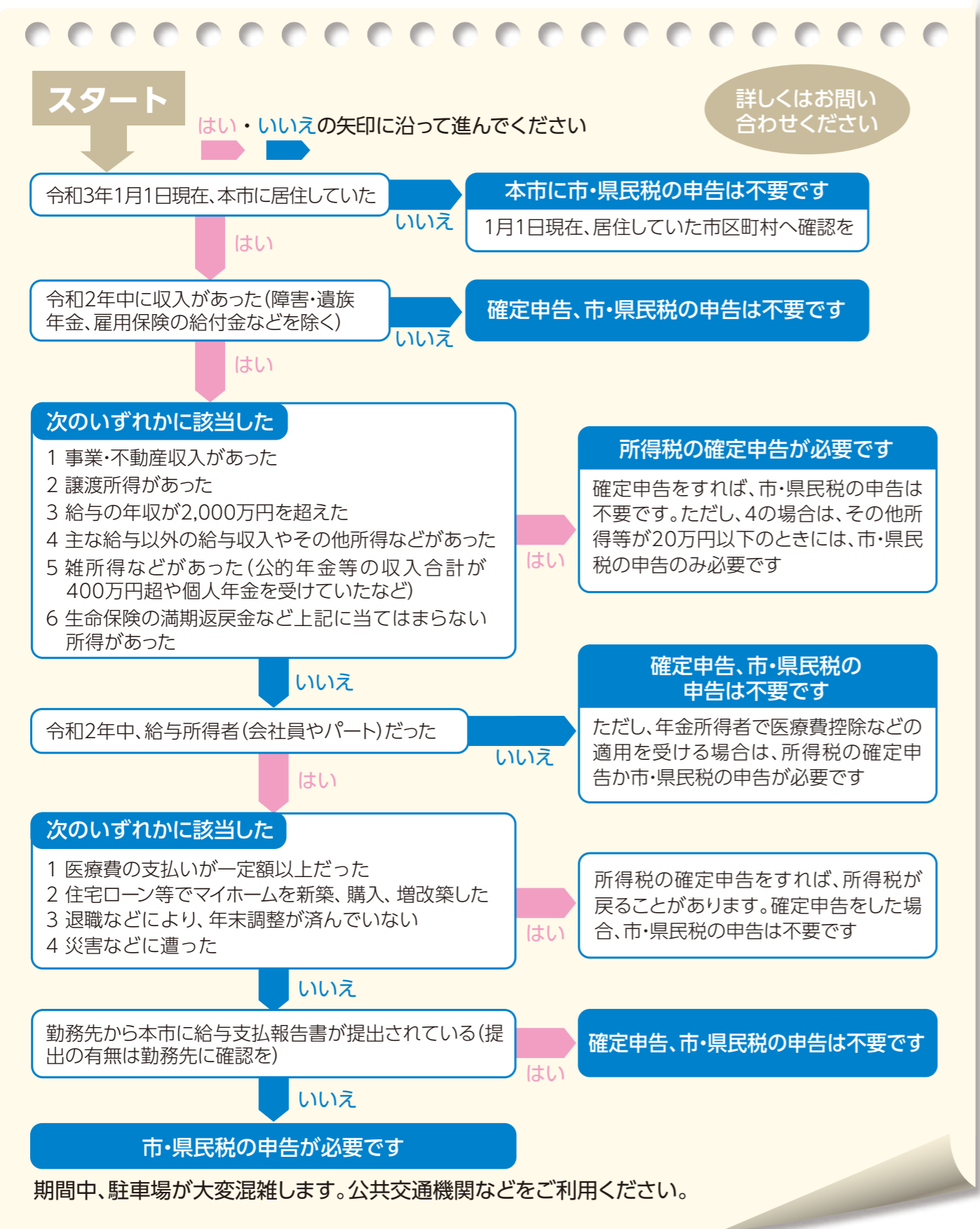


市民税・県民税の申告は3月15日(月)までに

税務課 ☎56-0608

所得税(国税)の確定申告については、2月号広報に掲載予定です

令和3年度市民税・県民税は、令和3年1月1日に長久手市に住所がある人に対して、令和2年中の所得をもとに課税されます。下のフローチャートは申告が必要かどうかを目安として調べるものです。必要な人は期限までに申告をお願いします。



【申告に必要な持ち物】

申告に必要な持ち物

- ・印鑑(認印可)
- ・①マイナンバーカード、②マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの。(①、②のいずれか)
- ・源泉徴収票など令和2年中の所得がわかるもの(原本)
- ・生命保険、地震保険、旧長期損害保険の支払証明書(保険会社から発行された証明書)
- ・医療費、社会保険料などの領収書(医療費は集計しておいてください)
- ・医療費を補填する金額のわかるもの
- ・配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の収入がわかるもの
- ・営業等の事業所得や不動産所得などの申告をする人は、収入、経費の明細書
- ・障がいの程度がわかるもの(障害者手帳等)
- ・国民年金保険料の支払いをしたことの証明書
- ・寄付先から発行された証明書等

所得がなかった人でも、次に該当する人は申告の必要があります。

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要と思われる人
- ・国民年金保険料の免除申請をする人
- ・障害者自立支援法の福祉サービス、自立支援医療(精神通院・更正)の受給が必要な人
- ・児童扶養手当、県遺児手当の受給を受ける人
- ・各種健康診査の負担金の減免を受ける人
- ・令和3年度(令和2年分)の所得証明書や非課税証明書が必要な人

【市民税・県民税申告会場】

ホームページで住民税申告書を作成できるようになりました。申告会場では感染拡大防止策を講じますが、多数の人が来場されると、三密状態となりますので、来場を控えていただき、ホームページでの作成をお願いします。また、次の人は入場を制限させていただきます。

- ・マスク未着用の人・発熱があると認められる人・検温にご協力いただけない人・体調不良と思われる人

日 時	会 場	日 時	会 場
①1月28日(木) 13:30~15:30	福祉の家2階 会議室	③1月4日(月)~2月15日(月)・ 3月1日(月)以降 ※土・日・祝を除く 9:00~17:00	税務課 (市役所本庁舎1階)
②1月29日(金) 13:30~15:30	枳ヶ池体育館 会議室	④2月16日(火)~2月26日(金) 9:30~16:00 ※土・日・祝を除く	イオンモール長久手 4階イオンホール

※①、②、③は市民税・県民税の受付のみです。

住宅借入金等特別控除の確定申告相談会

昭税務署 ☎052-881-8171

時 1月22日(金)、25日(月)

(午前の部)
受付9:30~10:00
説明10:00~11:30頃
(午後の部)
受付13:30~14:00
説明14:00~15:30頃

場 イオンモール長久手4階
イオンホール

申 1月8日(金)から昭税務署に
電話で申込。定員に達し次第、
受付終了。

持 ・印鑑(認印可)

- ・①マイナンバーカード、②マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの。(①、②のいずれか)
- ・源泉徴収票など令和2年中の所得や控除がわかるもの(原本)
- ・家屋(および土地)の登記事項証明書(法務局発行)
- ・家屋(および土地)の売買契約書または工事請負契約書の写し(取得価格のわかる部分)
- ・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書(金融機関発行)
- ・金融機関の預貯金口座のわかるもの(申告者ご本人名義のもの)
- ・検査済証の写しまたは増改築等工事証明書(増改築の場合)
- ・年末調整で控除を受けていない生命保険・地震保険の控除証明書、医療費、寄附金などそれぞれを確認できるもの(他に控除を合わせて受ける場合)

社会保険料控除のための納付額確認書

問【介護保険料】長寿課 ☎56-0613 【後期高齢者医療保険料】保険医療課 ☎56-0617 【国民健康保険税】保険医療課 ☎56-0618

介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税は、確定申告において社会保険料控除の対象となります。令和2年中に納めた人には、納付額確認書を1月下旬にそれぞれ担当課から送付します。後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は同一の確認書でお知らせします。確定申告を行うまで大切に保管してください。

※ただし、遺族年金および障害年金以外の年金からの天引き(特別徴収)で納めた人には送付しません。日本年金機構などの年金保険者から送付される源泉徴収票を確認してください。